

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

3 目 交通対策費

地域交通政策課 (内線: 7641)

→事業実施: 輝く鳥取創造本部交通政策課

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取型MaaSによる地域交通サービス化推進事業	47,901	19,713	67,614	1,250			18,463	
トータルコスト	67,394	20,493	87,887	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.5人	0.1人	2.6人	MaaS実証実験、MaaS構築に向けた基盤整備、公共交通利用促進				

事業内容の説明

【「デジタル田園都市国家構想交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルスがもたらした生活スタイルの変化や超高齢化社会の到来への抜本的対策として、複数の交通機関や他分野が共創し、一体的なサービスとして提供するMaaS (※) を鳥取県内各地域の実情に応じた「鳥取型MaaS」として推進する。

これにより、地域住民の自家用車以外の移動の選択肢が生まれ、公共交通の収支率改善とともに、免許返納後の高齢者が外出しやすい環境づくり、渋滞緩和、脱炭素への対応等諸課題の解決やまちの周遊性向上による地域活性化につなげることを目指す。

(※) Mobility as a Serviceの略で、複数の交通手段を統合し、1つの移動サービスとして検索から予約、支払いまで可能にし、交通の効率化を目指したサービス。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

細事業名	補正事業の内容	補正額
(1) MaaSセミナー開催	令和4年度に立ち上げた「鳥取県MaaSエコシステム共創コンソーシアム」を中心に、本県のMaaSの取組を推進するためのセミナーを開催する。(年4回程度)	500
(2) MaaS開発実証実験	鉄道、バス、タクシー等の交通事業者同士が連携するとともに、交通と他分野が共創し、一体的に提供する交通サービスの実証実験を実施する。(上記コンソーシアムへの補助) <実証実験(予定)> ・鳥取駅周辺の活性化を目指したAIオンデマンドタクシーと周辺の民間施設が連携する共創型交通サービスの開発 ・ノーマイカー運動の電子化	7,500
(3) MaaS構築に向けた基盤整備	MaaSの基盤となる交通運営のデジタル化を推進するため、各種検索システムに対応したバス位置情報等の提供システムを導入する。(バス事業者への補助)	2,213
(4) 公共交通利用促進事業	ア 公共交通利用促進県民運動事業 (4,000千円) JRをはじめとした公共交通の効果的な利用促進を県民運動として推進する。(みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会等への補助) <補助内容(予定)> ・公共交通乗ってeco! 宣言企業が実施する利用促進活動の支援(駅等周辺での会議開催、従業員等のパークアンドライド推進等) ・啓発リーフレット、動画等作成 ・大学生等が行う利用促進活動の支援 イ JR等と連携した誘客・鉄道利用促進事業 (5,500千円) ・利用促進キャンペーンの実施 ・鉄道等利用促進に係るイベント開催経費への補助	9,500
合 計		19,713

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

関係者が連携し公共交通の変革を図り、過度に自家用車に頼らなくても安心して暮らせるまちづくりを目指す。

○数値目標

・鳥取県SDGs 未来都市計画のKPI

MaaS推進組織によるサービス開発数: 8件 (令和4~6年度) ※令和4年度末時点: 1件

・鳥取県令和新时代総合戦略のKPI

新たな地域交通体系構築に向けた取組件数: 19件 (令和2~6年度) ※令和4年度末時点: 21件

○取組状況等

・令和4年5月にMaaS推進組織を立ち上げ、東部、西部圏域におけるMaaSの実証実験(鉄道、バス電子共通パス等)への支援を実施した。

・県民一丸となって公共交通利用促進を進めるため、「みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会」を通じた公共交通利用促進宣言企業の募集や活動支援等を実施した。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

3 目 交通対策費

地域交通政策課 (内線: 7100)

→事業実施: 輝く鳥取創造本部交通政策課

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鉄道等地域交通維持・活性化事業	23,000	59,230	82,230				59,230	
トータルコスト	29,238	60,010	89,248	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.8人	0.1人	0.9人	鉄道の利用促進、調査研究、補助金交付				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

- JR西日本が線区別収支状況を公表するなど、公共交通機関を取り巻く環境は厳しさを増していることから、令和4年に「東部地域交通まちづくり活性化会議」において、まちづくりと連動した公共交通のあり方について議論を行い、令和5年1月に連携して交流人口の拡大等を図っていくことなどについて合意した。
- 令和5年2月には、JR西日本と県内全19市町村との間で「鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関する連携協定」を締結し、鉄道ネットワークを活用したまちづくりを進め、利便性の高い持続可能な地域公共交通の実現に向け、相互に連携していくことに合意した。
- これらの合意事項に基づき、JR西日本等と連携した観光列車やラッピング列車等による利用促進を通じた観光誘客・交流人口拡大を図るとともに、交通とまちづくりに係る先進事例調査等を実施する。

2 主な事業内容

(1) 特急スーパーはくと号「名探偵コナン」ラッピング列車新設事業 (単位: 千円)

事業名	内容	全体事業費	財源内訳	
			国庫補助金 (全体の1/2、一部10/10)	補正額 (県補助金)
1 特急スーパーはくと号「名探偵コナン」ラッピング列車新設事業 ※智頭急行が国庫補助金を活用して実施する事業の支援を行うもの	・車両ラッピング等 ・試乗会、説明会、お披露目式、ノベルティ作成等 ・記念きっぷの作成等	77,860	39,930	37,930

(2) 鳥鉄の旅ツアー創造支援・地域交通維持活性化事業 (単位: 千円)

事業名	内容	補正額
1 鳥鉄の旅ツアー創造支援事業 (雑誌、SNS等を使ったPR及び鳥取全路線旅創造)	・観光列車「銀河」「あめつち」「昭和」「八頭」「若桜」「あまつぼし」、特急列車「やくも」、鬼太郎列車、「コナン列車」を使った鉄道の旅の広告・記事掲載、インフルエンサー(鉄道タレント等)やSNS等を活用した情報発信を行う。 ・駅の御朱印「鳥鉄駅印」及び鳥鉄駅印帳を作成し、県内のレトロやノスタルジック溢れる車両、駅舎等を情報発信するとともに、鳥取全路線旅を創造する。	1,000
2 JR西日本と連携した誘客・鉄道利用促進	・「あめつち」「やくも」「銀河」等の鉄道を利用したツアー造成、限定ノベルティ作成等。 ・観光MaaSアプリ「tabiwa」による観光誘客。 ・イベント等に合わせた臨時列車運転やおもてなし等、他県と連携した因美線利用促進(スタッフリ等)。	17,000
3 東部地域交通まちづくり活性化会議 (圏域全体のまちづくりと連携した利用促進を図るための調査実施)	・利用促進や交通とまちづくりに係る先行事例調査等 (関連事業: デジタル改革推進課) データサイエンスセンター設置準備事業において、人流データ分析を実施し、路線バス等の再編検討を行う。	3,300

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・鉄道路線維持、新たな地域交通体系構築に向けた取組件数: 19件(R2~6年度) ※R4年度末: 21件

【取組状況】

- ・「東部地域交通まちづくり活性化会議」にて、まちづくりと連携した地域振興等に関し以下の通り合意。  
(すぐに実行するもの)  
○観光列車を通じた交流人口の拡大・おもてなし ○関西万博を見据えた観光MaaSの導入・観光商品造成  
○交通モード間で連携した地域MaaSの実証実験の検討 ○公共交通利用促進県民運動を展開  
○キャッシュレス化の検討・推進  
(引き続き調査検討するもの)  
○人流データ分析等を活用した路線等の再編の検討 ○交通と連携したまちづくりの先進的事例調査

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

3 目 交通対策費

地域交通政策課（内線：7098）  
→事業実施：輝く鳥取創造本部交通政策課  
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 交通事業者物価高騰対策支援事業	0	57,000	57,000	57,000				
トータルコスト	0	57,780	57,780	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	交通事業者への補助				

事業内容の説明

【「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルスの影響に加え、昨今の燃料・原材料費の高騰により、県内の交通事業者は厳しい経営環境に置かれているが、地域住民の移動手段確保の観点から、燃料等の節約や運賃への価格転嫁は困難である。地域公共交通が県民生活や地域経済を支える重要なインフラであることに鑑み、運行を継続する交通事業者を緊急的に支援する。

2 主な事業内容

(1) バス、タクシー事業者への緊急支援 41,000千円

燃料、物価高騰により厳しい経営状況にあるバス、タクシー事業者に対して車両維持に係るメンテナンス費用及びタイヤ購入費用について、緊急、かつ、臨時的に支援する。(定額支援)  
※路線、高速、貸切バス約450台、タクシー約600台を対象とする。

(2) 第三セクター鉄道事業者動力費等支援 16,000千円

第三セクター鉄道事業者の燃料費の増加等に対し沿線自治体と協調して、緊急、かつ、臨時的に支援する。(定額支援)

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

交通事業者を支援し、地域住民の移動手段を守る。

○取組状況

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で急激に悪化した経営状況下においても、事業を継続してきた交通事業者に対して、経営状況等に応じて必要な支援を随時実施。

- ・バス、タクシー事業者への燃費向上に資する車両整備支援や広報委託
- ・貸切バスの利用代金の割引支援等
- ・第三セクター鉄道事業者に対する国補正実証運行支援との協調補助

令和5年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち地域づくり推進部					
				補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	660,086	28	660,114	156,094	29,444	185,538	150,047	29,444	179,491
2 給 料	3,086,167	41,569	3,127,736	778,474	3,779	782,253	770,916	3,779	774,695
3 職員手当等	3,484,185	21,065	3,505,250	421,650	6,960	428,610	414,862	6,960	421,822
4 共 済 費	1,183,094	14,399	1,197,493	299,407	7,306	306,713	296,363	7,306	303,669
5 災 害 補 償 費	300		300						
6 恩給及び退職年金	5,424		5,424						
7 報 償 費	314,715	8,862	323,577	19,422	856	20,278	16,887	856	17,743
8 旅 費	241,074	6,019	247,093	50,291	2,913	53,204	41,445	2,913	44,358
費用弁償	39,799		39,799	12,270	1,008	13,278	10,352	1,008	11,360
普通旅費	149,391		149,391	20,013		20,013	14,595		14,595
特別旅費	51,884	6,019	57,903	18,008	1,905	19,913	16,498	1,905	18,403
9 交 際 費	2,860		2,860	300		300	100		100
10 需 用 費	640,884	6,190	647,074	134,985		134,985	76,352		76,352
11 役 務 費	521,176	3,947	525,123	44,963	341	45,304	19,995	341	20,336
12 委 託 料	6,416,040	313,665	6,729,705	3,331,120	33,825	3,364,945	2,589,017	33,825	2,622,842
13 使用料及び賃借料	1,207,472	2,113	1,209,585	39,189		39,189	24,942		24,942
14 工 事 請 負 費	2,340,164	30,000	2,370,164	1,198,657		1,198,657	868,770		868,770
15 原 材 料 費	858		858	858		858	858		858
16 公有財産購入費	3,554		3,554	3,554		3,554	3,554		3,554
17 備 品 購 入 費	127,886		127,886	56,767		56,767	55,117		55,117
18 負担金、補助及び交付金	9,786,383	657,130	10,443,513	3,528,931	283,506	3,812,437	2,090,063	183,506	2,273,569
19 扶 助 費	300		300						
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金	38,443		38,443	36,643		36,643	36,643		36,643
22 償還金、利子及び割引料	156,900		156,900						
23 投 資 及 び 出 資 金									
24 積 立 金	222,794		222,794	175		175	175		175
25 寄 付 金	34,820		34,820	34,820		34,820	34,820		34,820
26 公 課 費	379		379						
27 繰 出 金	3,000		3,000						
予 備 費									
計	30,478,958	1,104,987	31,583,945	10,136,300	368,930	10,505,230	7,490,926	268,930	7,759,856
財 源									
国庫支出金	2,536,929	388,170	2,925,099	333,205	55,371	388,576	316,099	55,371	371,470
地方債	2,267,000	37,000	2,304,000	1,282,000		1,282,000	882,000		882,000
その他	2,731,793	52,500	2,784,293	1,657,716	15,669	1,673,385	1,222,200	15,669	1,237,869
一般財源	22,943,236	627,317	23,570,553	6,863,379	297,890	7,161,269	5,070,627	197,890	5,268,517

令和5年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目  節	2款 総務費								
	うち地域づくり推進部								
	2項 企画費								
	1目 企画総務費			2目 計画調査費			3目 交通対策費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	143,485	29,444	172,929	2,883		2,883			
2 給 料	770,916	3,779	774,695						
3 職員手当等	414,862	6,960	421,822						
4 共 済 費	296,363	7,306	303,669						
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費		600	600	5,320	156	5,476	366		366
8 旅 費	7,352	2,288	9,640	3,516	400	3,916	1,645		1,645
費用弁償	5,352	1,008	6,360	933		933			
普通旅費	2,000		2,000	917		917	1,400		1,400
特別旅費		1,280	1,280	1,666	400	2,066	245		245
9 交 際 費	100		100						
10 需 用 費	4,400		4,400	4,843		4,843	1,419		1,419
11 役 務 費	4,520		4,520	2,180		2,180	1,250		1,250
12 委 託 料				852,890	6,146	859,036	36,833	19,000	55,833
13 使用料及び賃借料	3,000		3,000	9,436		9,436	600		600
14 工 事 請 負 費				358,090		358,090			
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費				19,034		19,034			
18 負担金、補助及び交付金	270		270	196,651	39,459	236,110	709,637	116,943	826,580
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金							175		175
25 寄 付 金				34,820		34,820			
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,645,268	50,377	1,695,645	1,489,663	46,161	1,535,824	751,925	135,943	887,868
財 源									
国庫支出金	27,309	△ 2,879	24,430	30,160		30,160	4,750	58,250	63,000
地方債				399,000		399,000			
その他	1,740	169	1,909	76,217	6,000	82,217	281,763		281,763
一般財源	1,616,219	53,087	1,669,306	984,286	40,161	1,024,447	465,412	77,693	543,105

令和5年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目  節	2款 総務費								
	うち地域づくり推進部								
	2項 企画費			4項 市町村振興費					
	5目 スポーツ振興費						1目 自治振興費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,465		1,465	448		448	448		448
2 給 料									
3 職員手当等									
4 共 済 費									
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	2,292	100	2,392	940		940	940		940
8 旅 費	8,647	225	8,872	4,257		4,257	4,257		4,257
費用弁償	836		836	325		325	325		325
普通旅費	4,950		4,950	3,120		3,120	3,120		3,120
特別旅費	2,861	225	3,086	812		812	812		812
9 交 際 費									
10 需 用 費	7,880		7,880	11,412		11,412	11,412		11,412
11 役 務 費	5,257	341	5,598	6,521		6,521	6,521		6,521
12 委 託 料	585,483	8,679	594,162	68,128		68,128	68,128		68,128
13 使用料及び賃借料	5,052		5,052	3,202		3,202	3,202		3,202
14 工 事 請 負 費	192,422		192,422	18,544		18,544	18,544		18,544
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費	21,202		21,202						
18 負担金、補助及び交付金	773,576	27,104	800,680	1,068,010	100,000	1,168,010	1,068,010	100,000	1,168,010
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									
25 寄 付 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,603,276	36,449	1,639,725	1,181,462	100,000	1,281,462	1,181,462	100,000	1,281,462
財 源 内 訳									
国庫支出金	5,699		5,699	16,080		16,080	16,080		16,080
地方債	163,000		163,000						
その他	226,570	9,500	236,070	429,503		429,503	429,503		429,503
一般財源	1,208,007	26,949	1,234,956	735,879	100,000	835,879	735,879	100,000	835,879

令和5年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目 節	3款 民生費								
	補正前	補正額	補正後	うち地域づくり推進部					
				補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
補正前	補正額	補正後	補正前				補正額	補正後	
1 報 酬	363,926	4,734	368,660	102	2,091	2,193	102	2,091	2,193
2 給 料	1,643,865	7,558	1,651,423		34,011	34,011		34,011	34,011
3 職員手当等	986,888	4,702	991,590		17,593	17,593		17,593	17,593
4 共 済 費	618,598	3,441	622,039		12,207	12,207		12,207	12,207
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	907,153	4,391	911,544						
8 旅 費	55,798	3,170	58,968	12	72	84	12	72	84
費用弁償	15,153	108	15,261	12	72	84	12	72	84
普通旅費	16,925		16,925						
特別旅費	23,720	3,062	26,782						
9 交 際 費	200		200						
10 需 用 費	142,117	1,000	143,117						
11 役 務 費	55,646	1,020	56,666						
12 委 託 料	3,614,057	208,649	3,822,706	18,469		18,469	18,469		18,469
13 使用料及び賃借料	82,448	823	83,271						
14 工 事 請 負 費	374,746	59,266	434,012						
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費	39,415		39,415						
18 負担金、補助及び交付金	37,048,450	536,302	37,584,752	2,263		2,263	2,263		2,263
19 扶 助 費	1,593,795		1,593,795						
20 貸 付 金	16,100		16,100						
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金	1,514,897		1,514,897						
25 寄 付 金	950		950						
26 公 課 費	47		47						
27 繰 出 金	3,311,990		3,311,990						
予 備 費									
計	52,371,086	835,056	53,206,142	20,846	65,974	86,820	20,846	65,974	86,820
財 国庫支出金	5,396,378	241,121	5,637,499		571	571		571	571
源 地 方 債	276,000	11,000	287,000	8,000		8,000	8,000		8,000
内 そ の 他	2,832,380	145,634	2,978,014		12	12		12	12
訳 一 般 財 源	43,866,328	437,301	44,303,629	12,846	65,391	78,237	12,846	65,391	78,237

令和5年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目  節	3款 民生費			8款 土木費								
	うち地域づくり推進部			補正前	補正額	補正後	うち地域づくり推進部					
	1項 社会福祉費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	1目 社会福祉総務費											
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	102	2,091	2,193	285,751	341	286,092	184		184			
2 給 料		34,011	34,011	1,908,395	△ 3,779	1,904,616						
3 職員手当等		17,593	17,593	1,015,548	△ 1,915	1,013,633						
4 共 済 費		12,207	12,207	718,126	△ 1,309	716,817						
5 災 害 補 償 費												
6 恩給及び退職年金												
7 報 償 費				20,699	1,261	21,960						
8 旅 費	12	72	84	44,117	1,449	45,566						
費用弁償	12	72	84	11,584	126	11,710						
普通旅費				29,816	195	30,011						
特別旅費				2,717	1,128	3,845						
9 交 際 費				100		100						
10 需 用 費				317,202	308,410	625,612						
11 役 務 費				184,130	2,705	186,835						
12 委 託 料				4,789,341	3,039,620	7,828,961	4,616		4,616			
13 使用料及び賃借料				391,115	5,045	396,160						
14 工 事 請 負 費				14,287,513	10,844,812	25,132,325						
15 原 材 料 費				2,377	7,133	9,510						
16 公有財産購入費				194,586	242,025	436,611						
17 備 品 購 入 費				298,515	1,875	300,390						
18 負担金、補助及び交付金				7,451,934	1,460,744	8,912,678	66,300	4,000	70,300			
19 扶 助 費												
20 貸 付 金				105		105						
21 補償、補填及び賠償金				689,882	564,121	1,254,003						
22 償還金、利子及び割引料				4,000		4,000						
23 投資及び出資金												
24 積 立 金				46,982		46,982						
25 寄 付 金												
26 公 課 費				11,884		11,884						
27 繰 出 金				9		9						
予 備 費												
計	114	65,974	66,088	32,662,311	16,472,538	49,134,849	71,100	4,000	75,100			
財 源												
内 国庫支出金		571	571	8,349,821	6,194,593	14,544,414	12,014		12,014			
内 地方債				10,214,000	7,234,000	17,448,000						
内 その他		12	12	1,334,959	83,291	1,418,250	790		790			
内 一般財源	114	65,391	65,505	12,763,531	2,960,654	15,724,185	58,296	4,000	62,296			



令和5年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目  節	8款 土木費						地 域 づ くり 推 進 部 合 計			
	うち地域づくり推進部									
	1項 土木管理費						補正前	補正額	補正後	
	補正前	補正額	補正後	1目 建築指導費						
補正前				補正額	補正後					
1 報 酬	184		184	184		184	156,380	31,535	187,915	
2 給 料							778,474	37,790	816,264	
3 職 員 手 当 等							421,650	24,553	446,203	
4 共 済 費							299,407	19,513	318,920	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費							19,422	856	20,278	
8 旅 費							50,303	2,985	53,288	
費用弁償							12,282	1,080	13,362	
普通旅費							20,013		20,013	
特別旅費							18,008	1,905	19,913	
9 交 際 費							300		300	
10 需 用 費							134,985		134,985	
11 役 務 費							44,963	341	45,304	
12 委 託 料	4,616		4,616	4,616		4,616	3,354,205	33,825	3,388,030	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料							39,189		39,189	
14 工 事 請 負 費							1,198,657		1,198,657	
15 原 材 料 費							858		858	
16 公 有 財 産 購 入 費							3,554		3,554	
17 備 品 購 入 費							56,767		56,767	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	66,300	4,000	70,300	66,300	4,000	70,300	3,606,300	287,506	3,893,806	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金							36,643		36,643	
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料										
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金							175		175	
25 寄 付 金							34,820		34,820	
26 公 課 費										
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	71,100	4,000	75,100	71,100	4,000	75,100	10,237,052	438,904	10,675,956	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	12,014		12,014	12,014		12,014	345,219	55,942	401,161
	地 方 債						1,290,000		1,290,000	
	そ の 他	790		790	790		1,658,506	15,681	1,674,187	
	一 般 財 源	58,296	4,000	62,296	58,296	4,000	62,296	6,943,327	367,281	7,310,608

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2款 総務費		
2項 企画費		
1目 企画総務費		
報酬	会計年度任用職員	14人
給料	一般職員	1人
2目 計画調査費		
負担金、補助 及び交付金	令和新時代創造県民運動推進補助金	9,500
	地域の未来創造補助金	900
	県民文化会館基金造成事業補助金	11,303
	倉吉未来中心基金造成事業補助金	4,756
	米子コンベンションセンター基金造成事業補助金	11,592
	童謡館基金造成事業補助金	1,408
3目 交通対策費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取型MaaSによる地域交通サービス化推進事業補助金	18,713
	名探偵コナン×特急スーパーはくと特別列車運行プロジェクト補助金	37,930
	地域公共交通計画推進事業補助金	3,300
	交通事業者物価高騰対策支援事業補助金	57,000
5目 スポーツ振興費		
負担金、補助 及び交付金	JOC指定強化拠点支援事業補助金	17,604
	ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会負担金	9,500
4項 市町村振興費		
1目 自治振興費		
負担金、補助 及び交付金	買物環境確保推進交付金	100,000
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
報酬	会計年度任用職員	1人
給料	一般職員	9人
8款 土木費		
1項 土木管理費		
4目 建築指導費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県空き家除去等支援事業補助金	4,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
								国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
令和5年度 米子新体育館整備事業	スポーツ課	千円	千円		千円		千円	千円	千円	千円	
		2,925,996			令和6年度から 令和23年度まで	限度額に同じ		1,072,000		1,853,996	

変更

事 項	課 名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
								国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
令和5年度 スポーツ推進基盤運営 費	スポーツ課	補 正 前	千円		千円		千円	千円	千円	千円	
			733,355			令和6年度から 令和10年度まで	限度額に同じ			限度額に同じ	
		補 正	83,169			令和6年度から 令和10年度まで	限度額に同じ			限度額に同じ	
	補 正 後	816,524			令和6年度から 令和10年度まで	限度額に同じ			限度額に同じ		

条 例 名 等	鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県立米子産業体育館、米子市民体育館及び米子市営武道館を統合し、米子アリーナを設置することに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 米子アリーナを米子市に設置する。</p> <p>(2) 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正 指定管理者が鳥取県立米子産業体育館に係る業務を行う期間は、3年間とする。</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、公布の日とする(2)及び(3)イに関する事項を除き、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">米子アリーナ</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立武道館</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米子アリーナ	米子市	鳥取県立武道館	米子市	略		<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立武道館</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取県立武道館	米子市	略	
名称	位置														
米子アリーナ	米子市														
鳥取県立武道館	米子市														
略															
名称	位置														
鳥取県立武道館	米子市														
略															

(鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日から5年間<u>(鳥取県立米子産業体育館に係る業務を行う期間にあっては、3年間)</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日から施行

する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（以下「新産業体育館条例」という。）第4条の規定は、第2条の規定の施行の日以後に新産業体育館条例第3条の規定により指定される指定管理者に係る管理の期間について適用し、同日前に指定された指定管理者に係る管理の期間については、なお従前の例による。

条 例 名 等	財産を無償で貸し付けること（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎用地）について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土地</td> <td>米子市糶町一丁目151番地ほか 8筆</td> <td>1,742.52平方メートル のうち100分の43</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方                      米子市</p> <p>(3) 貸付期間                      令和5年10月1日から令和15年3月31日まで</p> <p>(4) 理 由                      鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎は県と米子市が合築したものであり、双方の行政サービスを提供する庁舎として使用するため、同市の庁舎持分に相当する用地を無償で貸し付けようとするものである。</p>	種類	所在地	数量	土地	米子市糶町一丁目151番地ほか 8筆	1,742.52平方メートル のうち100分の43
種類	所在地	数量					
土地	米子市糶町一丁目151番地ほか 8筆	1,742.52平方メートル のうち100分の43					

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立青谷かみじち史跡公園)について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立青谷かみじち史跡公園</p> <p>(2) 指定管理者 青谷かみじち史跡公園スマイルTKパートナーズ 代表者 鳥取市相生町四丁目411番地 一般社団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田達昭  東伯郡琴浦町大字逢東1061番地6 株式会社チュウブ 代表取締役社長 小柴雅央</p> <p>(3) 指定の期間 令和5年11月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>(4) 理由 青谷かみじち史跡公園の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、青谷かみじち史跡公園スマイルTKパートナーズを指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法: 公募</p>



条 例 名 等	鳥取県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり、鳥取県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務の委託に関する規約を定めることに関し米子市と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 県が米子市に対し委託する事務の範囲</p> <p>ア 施設及び設備の建設及び整備（請負事業者との契約事務を含む。）に関する事務</p> <p>イ 施設及び設備の管理及び運営（法244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることを含む。）に関する事務</p> <p>ウ 施設及び設備の使用料及び利用料金設定に関する事務</p> <p>エ 施設及び設備の使用許可及び使用料の徴収（減免及び還付を含む。）に関する事務</p> <p>オ 行政財産の目的外使用に関する事務</p> <p>カ 備品の購入、管理、処分等に関する事務</p> <p>キ 大規模修繕に係る設計、施工、監理等に関する事務</p>
	<p>(2) 経費の負担及び予算の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事務を含む新体育館の管理及び執行に要する経費（使用料収入を除く）は県、米子市が相互に負担するものとする。</li> <li>・県は、負担する経費について米子市に支払うものとする。</li> <li>・経費の額及び支払の時期は、県と米子市が協議して定める。</li> </ul> <p>(3) 規約の施行日</p> <p>県及び米子市が本規約による事務の委託に係る法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項に規定する告示をした日から施行する。</p>

鳥取県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 鳥取県（以下「甲」という。）は、米子市（以下「乙」という。）と共同で整備する体育館（以下「新体育館」という。）に係る次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。

- （1）施設及び設備の建設及び整備（請負事業者との契約事務を含む。）に関する事務
- （2）施設及び設備の管理及び運営（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることを含む。）に関する事務
- （3）施設及び設備の使用料及び利用料金設定に関する事務
- （4）施設及び設備の使用許可及び使用料の徴収（減免及び還付を含む。）に関する事務
- （5）行政財産の目的外使用に関する事務
- （6）備品の購入、管理、処分等に関する事務
- （7）大規模修繕に係る設計、施工、監理等に関する事務  
（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、別に定めるものを除き、乙の条例及び規則その他の規程等（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務を含む新体育館に係る事務の管理及び執行に要する経費（第6条に定める使用料収入に相当する額を除く。）は、甲乙相互に負担するものとする。

- 2 前項の経費のうち、甲が負担する経費については、甲は、これを乙に交付するものとする。
- 3 第1項の経費の額及び前項の甲が負担する経費の額及び交付の時期については、鳥取県知事（以下「知事」という。）及び米子市長（以下「市長」という。）が協議して定める。この場合において、市長は、あらかじめ、経費の見積書その他の知事が必要と認める書類を知事に送付しなければならない。

第4条 市長は、前条第1項の経費に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額を超過していると認められる場合においては、当該超過する額を翌年度における経費の額から減じて交付するものとする。

- 2 知事は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額に満たないと認められる場合においては、当該不足する額を翌年度における経費の額に加えて交付するものとする。

（使用料収入）

第6条 新体育館に係る事務の管理及び執行に伴い徴収する施設及び設備の使用料の収入は、甲乙双方の収入とする。ただし、法第244条の2第8項の規定を適用する場合にあっては、同条第3項に規定する指定管理者の収入とする。

（決算を行った場合の措置）

第7条 市長は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務を含む新体育館に係る事務に関する部分を知事に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第8条 委託事務を廃止する場合においては、第3条第1項の経費に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる余剰金又は不足金の処理については、知事及び市長が協議して定めるものとする。

(条例等を改正する場合の措置)

第9条 委託事務を含む新体育館に係る事務の管理及び執行について適用される甲又は乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事又は市長は、あらかじめ、知事にあつては市長に、市長にあつては知事に通知しなければならない。

2 委託事務を含む新体育館に係る事務の管理及び執行について適用される甲又は乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事又は市長は、直ちに当該条例等を知事にあつては市長に、市長にあつては知事に通知しなければならない。

(連絡調整会議)

第10条 知事及び市長は、委託事務を含む新体育館に係る事務の管理及び執行に関し、必要に応じて、連絡及び調整を行うための会議を開催するものとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めのない事項又はこの規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、知事及び市長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、甲及び乙がこの規約による事務の委託に係る法第252条の14第3項において準用する法第252条の2の2第2項に規定する告示をした日から施行する。

(条例等の公表)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に乙の条例等が適用される旨及び当該乙の条例等を公表するものとする。

令和4年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第2号

地域づくり推進部

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他		地方債
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	中部総合事務所車庫棟 改築事業費	中部県民 福祉局	74,412,000	48,675,000	78,000				22,000,000	26,597,000
	2 企画費	文化芸術拠点施設 環境整備事業費	文化政策課	387,858,000	73,661,000	425,000				62,000,000	11,236,000
		目指せ!「スポーツリゾート とっとり」創造事業費	スポーツ課	33,234,000	1,600,000						1,600,000
		スポーツ環境整備事業費	スポーツ課	375,038,000	141,162,000					125,000,000	16,162,000
		公共交通ドライバー確保 緊急支援事業費	地域交通 政策課	19,000,000	19,000,000		19,000,000				
		調査研究「鳥取県の文化財」費	文化財課	23,438,000	8,917,000						8,917,000
		文化財助成費	文化財課	159,930,000	11,753,000						11,753,000
		「とっとり弥生の王国」 プロモーション推進事業費	とっとり 弥生の王国 推進課	26,455,000	4,500,000						4,500,000
		県内史跡等保存活用推進事業費	とっとり 弥生の王国 推進課	93,149,000	596,000						596,000
		史跡青谷上寺地遺跡整備事業費	とっとり 弥生の王国 推進課	1,270,016,000	171,885,730	225,000	27,242,000		22,143,000	109,000,000	13,275,730
計				2,462,530,000	481,749,730	728,000	46,242,000		22,143,000	318,000,000	94,636,730



件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について          (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年5月16日専決）</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年5月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方          東伯郡湯梨浜町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨          県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金97,416円を支払うものとする          こと。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日          令和5年2月20日</p> <p>イ 事故発生場所          東伯郡北栄町田井地内</p> <p>ウ 事故の状況          鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償金97,416円          うち、保険支払額67,416円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円）</li> <li>・県側車両損害額0円</li> </ul>